

令和4年度第1回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 会議録

日時：令和4年6月29日（水）

10:00～12:00

会場：雲南市役所5階全員協議会室

高田防災部長

それではおはようございます。まだお見えでない方もありますけれども、ご案内をしておりました時間となりましたので、ただいまから令和4年度第1回の雲南市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。本日は皆様にはお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます防災部長の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず開会にあたりまして石飛市長がご挨拶を申し上げます。

石飛市長

おはようございます。本日は大変ご多用の中、令和4年度第1回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、島根原子力発電所2号機の再稼働につきましては、私としては皆様からいただきましたご意見を踏まえ、総合的に判断をしたところでございまして、再生可能エネルギーの普及を図ることで将来的に原子力に頼らない社会の実現を目指すという理念と方針は堅持しつつ、安全の確保を大前提に再稼働については、現状においてはやむを得ないと判断をしたところであります。また、今月2日には島根県知事も熟慮の結果、再稼働は現状においてはやむを得ないと判断をし、容認する旨を表明されました。

なお、意見判断にあたっては附帯意見を附してございまして、島根県を通じて中国電力及び国に対して要請を行っているところでございます。今後、この要請事項への対応をしっかりとチェックして具体化していく努力が必要であると考えております。また、島根県の手続きを持って設置変更許可に対する一通りの手続きが終わるところであります。原子力規制委員会におきましては今後も設計及び工事計画認可などの審査が引き続き行われるため、今後も審査状況等の動きを注視してまいります。

また、避難計画を充実していくため、まずは市民の皆様へ避難計画の周知に努めていく考えでございまして、本年度のところで島根県と連携して原子力災害に備えた地区別パンフレットの作成、配布を行う計画としております。引き続き原子力防災対策にしっかりと取り組んでいく考えであります。本日の会議ではこれまでの経過についてご説明致しますとともに、原子力災害に備えた雲南市広域避難計画の内容についてもご説明をさせていただきます。皆様方からは忌憚のないご意見をいただきます様にお願い申し上げまして開会にあたってのご挨拶といたしますどうぞよろしくお願いいたします。

高田防災部長

それでは始めにお手元にお配りをしております資料の確認をお願いしたいと思います。まず、1番上が議題となっております。めくっていただきまして資料 No.1、島根原子力発電所2号機の再稼働判断

に係る経過等について。それから資料 No.2、雲南市議会第 1 回臨時会の議案、諮問第 3 号と付記してあります。綴ってあるものをめくっていただきまして、資料 No.3、第 5 回島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事・3 市長会議、それから資料 No.4、原子力災害に備えた雲南市広域避難計画について。続きまして資料 No.4 に付随します資料 No.4-1、原子力災害に備えた雲南市広域避難計画、同じく付随します資料 No.4-2、原子力災害に備えた雲南市広域避難計画の新旧対照表となっております。その下に本日ご出席をいただいております委員の名簿、それから本協議会の内容を定めております要綱。それから、本日ご着席いただいております順で席次表ということで、資料を準備しております。

以上でございますけれども配布漏れなどございませんでしょうか。途中もし足りないものがございましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思います。それから、本日の会議は公開とさせていただきます。また、会議録作成のための録音、それから市のホームページの掲載につきましては予めご了承くださいようお願いをいたします。また、委員の皆様からご質問・ご意見をいただく際には事務局が席までマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してお願いをいたします。

それではこれより議事に入りたいと思います。本協議会の要綱に基づきまして、市長が会長を務め、さらに会議の議長を務めることとなっておりますので議事の進行は石飛市長が行いますようお願いいたします。

石飛市長

それでは私の方で議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。議題 1、島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る経過等について説明を事務局からお願いいたします。

1. 島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る経過等について

中村原子力防災対策室長

皆さんおはようございます。防災部原子力防災対策室の中村でございます。私の方から説明させていただきます。それでは座って説明をさせていただきます。資料 No.1 の島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る経過等について、こちらの資料の方をご覧くださいと思います。昨年の 7 月以降のところから、色々と経過を時系列で書かせていただいております。まずは 1 ページの方は昨年の 8 月 2 日でございますけど、この令和 3 年度第 1 回の安全対策協議会を開催いたしております。それから 10 月 11 日、また 11 月 10 日にも第 2 回、第 3 回の会議を開催させていただきまして、国からの説明等も受けてまいったところでございます。お戻りいただきまして、9 月 15 日でございますが、島根原子力発電所 2 号機の新規制基準への適合性審査にかかる原子炉設置変更許可、これが国の原子力規制委員会の方から許可が出たというところでございます。

おめくりいただきまして、2 ページの方をご覧くださいと思います。12 月 14 日でございますが、島根県と締結しております覚書に基づきまして、島根県から市に意見照会がっております。これについては、島根原子力発電所 2 号機の再稼働に係る意見についてということで意見照会があったところでございます。それまでの間、地区別の住民説明会や全体の説明会であったり、またこの安全対策協議会、安全顧問会議あるいは市議会の皆様方からのご意見等を伺ってきたところでございます。

今年に入りまして、3 月 28 日から 30 にかけては、この島根県に回答する内容につきまして、

市議会の臨時会を開いていただき、色々ご議論をいただいたところでございます。3月30日はこの臨時会で執行部から提案いたしました内容について、議会でご審議いただき、可決をいただいたところでございます。それを持ちまして島根県の方に意見照会に対する回答を提出してきたところでございます。

それから先ほど市長の挨拶の方でもございましたように、6月2日には島根県知事が判断を表明されたというところでございまして、これを受けまして6月5日でございますが、知事と3市長との会議の中でここに至った経過、あるいは要請事項等の説明があつてきたというところでございます。今日のところはその内容につきまして後ほどご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。資料1の説明については以上でございます。

石飛市長

説明が終わりました。今の内容につきましてご質問ご意見等ございませんでしょうか。特に無いようであれば、とりあえず説明を続けさせていただきまして、議題の2に移らせていただきます。また後ほど一括してご質問ご意見を伺う時間もございますので、その時にでもよろしくお願いいたします。そうしますと、続いて議題の2、雲南市議会第1回臨時会について、説明をお願いいたします。

2. 雲南市議会第1回臨時会について（令和4年3月28日から30日）

中村原子力防災対策室長

それでは資料No.2をご覧くださいと思います。左肩に、諮問第3号ということで議会に提出いたしました内容等を掲載しております。先ほど経過の中でもお話ししましたように、島根県の意見照会に対する回答内容を、市議会に諮問という形で議題として提出させていただいております。こちらの方を議会でご審議いただきまして、ご可決いただいたところでございます。その内容についてご説明をさせていただきます。提案いたしました内容につきましては、ページをおめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと思います。

4ページから提案理由としております。これが4ページから7ページまで渡っております。この内容は、今回の雲南市としての判断の内容につきまして、どういった経過で内容を判断したかということで、提案理由ということで書き上げております。こちらを読み上げさせていただきまして、どういった経過で判断してきたかということをお伝えさせていただきたいと思っております。

まず最初、前段でございますが、島根原子力発電所2号機の再稼働に対しましては、これまでの、国・県・中国電力からの説明、住民説明会等での意見、雲南市原子力発電所環境安全対策協議会、雲南市原子力安全顧問会議を通じまして、様々な意見等を踏まえ総合的に検討し、雲南市環境基本条例に示します「再生可能エネルギーの普及を図ることで将来的に原子力に頼らない社会の実現を目指す」とする理念と方針を堅持しつつ、安全の確保を大前提に以下の考え方によりまして、再稼働については現状においてはやむを得ないと判断するとしたところでございます。

まず判断にあたっての考え方としては、3項目に区分分けをしております。まず（1）、原子力発電の必要性ということで、1つ目は「エネルギーの現状」、2つ目は「原子力発電の考え方」ということでございます。まず1つ目の「ア、エネルギーの現状」でございますが、まずは電気につきましては、当

然国民生活・産業活動を行う上で最も重要なエネルギーであると。ただし、我が国は、資源に乏しくエネルギー供給上の脆弱性を抱えており、雲南市にとりましても住民生活及び地域産業の安定向上を図っていくためには、安定かつ安価な電気の供給は重要であると考え、としております。

2点目、「イ、」といたしまして、化石燃料に由来する二酸化炭素の排出による地球温暖化、これは気候変動を招き、自然災害が頻発する要因になっているということ、これは世界が直面する喫緊の課題であるとしております。その解決策の1つであります再生可能エネルギーは、現状では気象条件やその他様々な課題があるとされまして、安定した電力供給の実現にはまだ相当の時間を要する見込みであるとしております。

3点目、「ウ、」として、そのような中、目下のエネルギー事情を安定させる単独のエネルギーは存在しないことから、安全の確保を大前提としてできるだけ多くの種類のエネルギー資源を確保しつつ、安定供給・経済性・環境適合性などの特性を適切に組み合わせた、バランスの取れた電源構成による電力供給がなされることが必要であるとしております。

これに伴いまして原子力発電の考え方でございますが、こういった状況を踏まえると再生可能エネルギーが必要な電力安定供給できるようになるまでの当面の間、我が国においては安全確保を大前提に、原子力発電に頼らざるを得ないものと考え、島根原子力発電所2号機を再稼働し、火力発電への依存度を低くしていくとする国及び中国電力の考えは1つの合理的な考え方と理解するとしたということでございます。2項目といたしまして、その大前提となります原子力発電の安全性の確保について記載しております。

まず1点目は、島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可にあたりましては、福島第1原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、重大事故の防止や重大事故が発生した場合の対策等が大幅に強化された新規制基準に基づき、原子力規制委員会の慎重な審査が行われてきたというところでございまして、島根2号機につきましては、平成25年の12月に申請がされまして、約8年をかけて審査がされてきたというところでございます。

5ページに移っていただきまして、2点目として、この新規制基準につきましては本市の原子力安全顧問から以下のように安全性が大幅に向上したとの意見をいただいております、これに適合したことで島根原子力発電所2号機の安全性は向上したと考えているところでございます。

まず1点目（ア）といたしまして、島根原子力発電所に大きな影響を及ぼすと考えられる地震や津波などを厳格に想定し、仮にそれらの自然災害等が起こったとしても、福島第1原子力発電所で発生したような重大事故発生リスクは従来より大幅に低くなるよう対策が取られる等、重大事故の発生防止対策が大幅に強化されていると考えられる。

2点目といたしまして、重大事故の発生防止対策の実施にもかかわらず、仮に何らかの要因により重大事故に至った場合であっても、放射性物質を閉じ込めるための対策や事故対応体制の強化などにより周辺地域への放射性物質の影響を極力抑えるための対策が従前より大幅に強化されていると考えられるということでございます。

3点目さらに新規制基準でございますが、新規制基準は常に最新の知見を反映し事業者へ対応を求める制度となっており、将来にわたって不断の安全性向上に取り組まれるものと理解している。

4点目は最新の知見を反映し、見直される新規制基準、中国電力の安全文化の醸成等の努力、国等の適切な監視、監督が行われることを前提といたしまして、事故発生のリスクはゼロとは言えないが今後

も継続的に安全性を追求していくことによりそのリスクをさらに低減させていくことができると考えるということで、安全性の確保についてはこういった点を掲げたところでございます。

3 項目として、(3) 原子力防災対策の継続的な充実ということでございます。

1 点目は、これまでも雲南市におきましては、国が定めた原子力災害対策指針等に基づき島根原子力発電所から概ね 30 キロ圏内の原子力災害対策重点区域を指定し、国や県など、関係機関と連携しながら地域防災計画、これは原子力災害対策編でございますが、また広域避難計画を策定し毎年の原子力防災訓練等行ってきたということでございます。

2 点目として、国と 2 県 6 市が連携いたしまして、島根地域の緊急時対応を取りまとめ国の役割・支援体制を明確にし、他の自然災害との複合災害が発生した場合も含めて防災関係機関が緊密に連携できる協力体制等が取れることを確認されているなど、一定程度の水準は確保できていると認識し有効に対応できると考えております。

3 点目は、今後の防災対策の充実について、国からは島根地域の緊急時対応は作成して終わりではなく、訓練などを通じて継続的に検証・改善を行うことが重要であり、引き続き避難計画の具体化・充実化への必要な支援を行うとされております。また、島根県からは避難対策において実践的な広域避難訓練について、避難先自治体との理解促進、連携強化に引き続き取り組むことや住民向けのパンフレットを連携して作成すること等が示されているということでございます。さらに中国電力からは、この島根地域の緊急時対応に基づく避難退域時検査への動員、ストレッチャー車両の確保、備蓄物資の供給などについて事業者として最大限対応するとともに、要員へ教育研修を行ったうえで、練度の向上、関係機関との連携強化を図っていくとされているところでございます。

4 点目、原子力防災対策は原子力発電所の稼働の有無に関わりなく必要であり、また防災対策に完璧や終わりはないため、雲南市は国や県など関係機関と連携し、今後新しい知見の反映や訓練の実施などを通じて継続的に検証し、防災対策についての住民理解を図っていくなど、不断の改善を図っていくということで、こういった考え方をもちまして、今回島根原子力発電所 2 号機の再稼働に対してやむを得ないという判断をさせていただいたところでございます。

最後に大きな 2 番として、今後求めている事項として、これまで島根県に対しましては「島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事、3 市長会議」において意見等を申し述べるとともに、島根県を通じて国及び中国電力に対して要望を行い、回答を得てきたところである。この度、島根県と締結する「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく回答に際し、雲南市民の安全と安心を守る立場から、改めて以下の意見を付し、それが適切に反映されるよう島根県を通じて要請するものであるとしております。

1 点目は、中国電力株式会社に求める事項として 6 項目を挙げております。6 項目の中でまず 1 番目は、電力の需給バランス及び電源構成において、再生可能エネルギーの技術開発、導入促進や新エネルギーの開発など環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期にこの転換が図られるよう取り組むこととしております。

2 点目は、原子力規制委員会の審査が続いておりまして、その審査の状況について引き続き丁寧な情報提供を行うこととしております。

3 点目は、やはり安全確保ということで引き続き安全確保に万全を期すこととしております。

4 点目は、安全対策については、設備面だけの対応ではなく、組織・人員体制や教育訓練といった人

的な対応による安全文化の醸成に関しても不断の充実強化を図るよう適切な取組みを行うこと。

5 点目は、使用済燃料の安全かつ確な保管・処理及び処分について、事業者は責任を持って国と連携して取組みを加速させること。

6 点目として、周辺自治体として意見等がしっかり反映されるよう事前了解権を含む安全協定締結することということで、この 6 項目を中国電力に対して求めています。

7 ページの方でございますが、今度は国に求める事項でございます。8 項目でございます。

1 点目は徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入促進や新エネルギーの開発などにより可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図れるように取り組むこと。

2 点目は、こういったエネルギー政策、原子力政策の状況につきまして、今後も市民にわかりやすく丁寧に説明を行うこと。

3 点目は、市民の安心・安全を確保する観点から引き続き厳格な審査を行うこと。

4 点目は、将来にわたって不断の安全性向上に取り組むこと。

5 点目は、十分な財政的・技術的支援を行うこと。

6 点目は、原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。

7 点目は、使用済燃料の安全かつ確な保管処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。

8 点目は周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。というこの 8 項目について求めています。

以上のような内容をもちまして 2 ページ、3 ページの方に議会に提出いたしました先ほどの中国電力・国等に求める事項等も含めました回答内容につきまして、市議会の方でご審議いただき、3 月 30 日に可決いただいたという経過でございます。説明は以上でございます。

石飛市長

はい、説明が終わりました。委員の皆さまからご質問ご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。マイクをお持ちします。

光谷委員（公募委員）

少し長くなりますけどいいでしょうか。先ほどの原子力発電の必要性ということと、それから原子力発電の安全の確保、このことについて私の方から意見と質問をいたします。文章に書いておりますので、それを読み上げながら質問と意見を言います。

2 号機再稼働について、雲南市の考え方について意見といくつかの質問をいたします。市長は、現状ではやむを得ないと判断し許容すると知事に報告されています。それで第 1 点目ですが、私たち再稼

働に反対の意見も尊重するというをおっしゃっていましたので、どのように尊重し反映されたのか。これが第1点です。

第2点目は、電気は国民・産業活動に重要なエネルギーであることは確かです。ですから安定的に安価な電気が供給されなくてはなりません。原子力発電の電力は安定的に供給されるのでしょうか。使用済み核燃料を保存するプールの空き容量は少なく、あと10年で満杯になります。満杯になれば運転を停止しなくてはなりません。また、定期点検もあります。地震などが起きると、停止させて点検が必要です。こんな原発が安定供給と言えるのでしょうか。もう10年後には原子力発電ができなくなります。また、安価ということですが、本当に安いのでしょうか。発電コストですが、島根2号機は1キロワット時16.3円になります。太陽光の場合は11.8円です。はるかに原発の方が高いコスト、しかも島根2号機は、停止中に年間500億円もの費用をかけています。すでに10年経過しておりますから、島根2号機には5,000億円のお金が使われてるわけです。こういうお金が使われている原子力が、本当に安価かどうか、これは本当に真剣に考えなければいけないと思います。

それから3番目ですが、地球温暖化対策になるということですが、本当に温暖化対策になるのでしょうか。定期点検時には原発を止めますから、その原発の出力に見合った代替えが必要です。そのためには火力発電が代替えになります。また、何らかの理由で停止した時も代替えは火力発電です。こういう火力に頼る、一時しのぎをする原発が本当に地球温暖化に役に立つのでしょうか。また、原発は地球温暖化や人間の生存を脅かします。何故かと言うと、核のゴミを作り出し地球環境を壊します。本当に核のゴミの処理は今日本ではできない。これが現状です。地震国である日本では、どこにも埋める場所はありません。この頃はずっと地震が続いております。そういうことが3点目です。

4点目は、再生可能エネルギーはまだ相当の時間を要する見込みであるというふうに書かれています。確かにすぐに実現はいたしません。しかし、原発に依存すれば再生可能エネルギーへの転換が妨げられます。政府予算も原子力予算が多くを占めていて、化石燃料のない再生エネルギーへの支援は非常に少ないわけです。日本には化石燃料、石油や石炭やガスはありませんから、やはり急いで再生可能エネルギーへの転換が必要ではないでしょうか。

そして5番目です。原発を稼働させるということで火力発電の依存を低くする、と政府や企業そして雲南市も言っていますが、実際には政府は新規の火力発電所を作ろうとしておりますし、海外へも火力発電を輸出しようとしています。ですから、本当に火力発電を少なめていくという方針は政府の姿には見られません。そういうことで、やはり火力発電を少なくするには省エネが一番大事だと思っています。ですから、雲南市として省エネ対策をどのように進めていかれるかということを、やはりきちっと私たちにお知らせ下さい。

そして最後ですが、中電はこれまでに多くの不祥事を起こしています。直近では期限切れの身分証を使って原発構内に立ち入るといった問題を起こしています。こういう非常に不祥事の多い中電が、安全に運転できる資格があるだろうか。この問題もきちんと問わなくてはなりません。以上のことから本当に原発を動かす根拠はないと私たちは考えています。ぜひ雲南市でも再度考えていただき、本当に原発のない、ゼロの世界を実現していただきたいというのが私の願いです。以上です。

雲南市長

はい、ありがとうございました。事務局から回答があればお願いします。

中村原子力防災対策室長

光谷委員さんの方から 6~7 点ぐらいになるかと思いますが、ご質問なりご意見をいただいたところでございます。まず、1 点目の今までいただきました反対の立場の皆様方のご意見をどのように尊重してきたかということでございます。これは今日もご説明した中で言うと、課題点とか書き出しております。そういった事も当然考慮しながら、ただ、一方では必要性の部分を、やはり重要視したというところもございまして、ですので最終的には、現状においてはやはりやむを得ないというところで、考え方で結論を出させていただいたというところでございます。全く、皆様からいただいたご意見を私ども尊重していないというわけではなくて、そういうことも踏まえながら今回判断をさせていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

次に、2 点目の使用済核燃料のまま保管処分ということの内容でございます。これもこの度の要請項目等にも掲げておりますが、やはりそこは事業者の責任、あるいは国の責任でしっかりと考えて欲しいということで求めているところでございます。これまでの国の説明、あるいは中国電力の説明の中でもそういった部分も色々と議論をされてきたところでございます。私どもも質問なり回答を求めてきたというところでございます。また改めて国、あるいは中国電力に対してもその辺をしっかりと今後も取り組んでいただきたいということをお願いしているところでございます。

3 点目の温暖化対策になるのかということで、もう一方では、確かにバランスの取れた電源構成という中では、やはり原子力のようなベースロード電源、基礎になる電源と、あるいは調整用の火力電源というのは当然必要でございますので、そういったところでは全くゼロにすることは無理だと思っております。ただ、やはり今のこの地球環境問題の関係の中では、やはり原子力や再生可能エネルギー等も当然、そういったバランス構成の中に含まれていって、少しでもカーボンニュートラルに近づいていく、ということも必要だろうということで、原子力の稼働も必要ではないかと考えております。

それから 4 点目の原子力にかかる予算規模ですね。やはり再エネ等の開発等に向けて欲しいということでございます。これも国から第 6 次エネルギー基本計画が示されておまして、再生可能エネルギー 36~38% 程度まで 2030 年に持ち上げていくということを言われておりますが、国の説明の中でも、原子力発電の方も低減を図っていきながら、再エネをしっかりと軸足を置いていきたいということで説明を受けているところでございますので、これはやはり今回求めておりますように、しっかりと再生可能エネルギーの取組みとも進めていただきたいということで、求めてまいっているところでございます。

それから 5 点目として、火力発電所を新たに開発されているのではないかとございまして。ご承知の通り、三隅の 2 号機が今建設されておりますが、これも新しく CO2 の排出を抑えていくという技術で取組まれておりますので、温暖化の部分も含めて、国もしっかりそういった対策を含めながら、事業者も含めてそういった火力が調整電源としてやはり大きなものが今後できくということも一方では必要なんだと、バランスの中で必要ではないかというふうに考えております。

それから、省エネ対策ということがございまして。このところ東京電力において、電力供給の不安定さが出てまいっておりまして、こういったところもやはり、省エネは当然一方ではしっかりしていかなきゃいけないということで、雲南市としても、今回脱炭素宣言もさせていただいた中で、省エネもしっかり取り組んでいくということであり、皆さま方にもやはりそこは広報していった、周知をお願いを

させていただくということも必要だというふうに考えております。

最後に、中国電力はこれまで色んな不祥事問題がありまして、運転する資格あるのかどうなのかということでございます。これは今回の中国電力に求めています、やはり設備の安全性だけではなくて、やはり人的な対応でしっかり育成もしていただきたいということで求めてまいっておりますし、中国電力の方からもそういう回答でこれまで説明を受けておるところでございます。それをしっかりやる、私どもも今後も注視していく必要があろうと常に考えているところでございます。説明は以上でございます。

吉山副市長

私の方から雲南省の省エネ対策についてちょっと補足の説明をさせていただきます。今、中村室長からありましたように、雲南省は 6 月 23 日に脱炭素宣言をいたしました。この宣言に基づいて、今後様々な取り組みを進めていくわけですが、その大きな柱の 1 つが、省エネの取り組みの推進となっております。これから 2 年間にわたって計画を作っていく、その過程をまた市民の皆様、色々な関係者の方に提案し、ご意見をいただいていくということで今議論しておりまして、近々 7 月の 15 日にも、そういった会議を開催する予定にしております。これは脱炭素の取り組みの中で、しっかり具体的なものを今後実施していくように。できるものは来年度からやるという考えと思って取り組んでおりますので、また具体的なものをまた皆さんにもお示ししていきたいと考えております。以上です。

石飛市長

はい、ありがとうございました。その他、ご質問ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

田中委員

先ほどの提案理由での 5 ページ、原子力防災対策の継続的な充実のところ、国や県など関係機関と連携しながら地域防災計画、広域避難計画を策定し、毎年の原子力防災訓練等を行ってきたと書いてありますけれども、実際的に広域避難というのを実際にされたということはちょっと私の記憶にないんで、今後そういう雲南省から広島県いくわけですから、言ってみれば一発勝負のような避難ではちょっとやっぱり行けないと思うんで、その辺のところ、実際的にその防災訓練を、実効性のある防災訓練を行っていく考えがあるのかどうかとか、やっぱり国とか県が指導してやってきたわけで、それについて雲南省はなかなか難しいという面もあると思いますが、国に求める事項にもありますので、その辺を雲南省としてどういうふうに考えているかということをお尋ねしたいと思います。

石飛市長

事務局、お願いします。

中村原子力防災対策室長

防災対策についていただきました。特に原子力防災訓練につきましてはおっしゃられますように、なかなかまだこれまで県外への訓練というのは行なっておりません。実は本年、令和 3 年度ですけど、今年の 2 月に防災訓練を行う際には、避難の訓練をしていただくということで準備を進めてまい

ったところでございますが、事情によって、コロナの関係もございまして、2月は断念をしたところでございます。また今年も秋に原子力防災訓練がございまして、広島県側の受け入れてについても、まだ具体のところまだこれから調整でございますが、今年は、この広域避難訓練につきましては重点を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一方で国・県との連携ということでございますが、原子力災害対策につきまして、それぞれ役割がございまして、それぞれの役割を持ちながら連携をしながら、また訓練の中で確認をしながら、今後の広域避難計画等を充実化させていくという必要性がありますので、やはりこれは絶えず連携を取りながら訓練等も行なっていく、対策を行っていくということが必要だというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

石飛市長

よろしいですか。はい、それでは議題を進めさせていただきまして、続いて議題の3、第5回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について説明お願いいたします。

3. 第5回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について（令和4年6月5日）

中村原子力防災対策室長

それでは資料3をご覧くださいと思います。経過の方でもお話をしておりますように、昨年の9月からこの島根原子力発電所2号機の再稼働判断に関する知事・3市長会議というのが持たれております。これにつきましては、3市ということは、島根県の周辺3市でございますので、出雲市・安来市・雲南市で、この3市と知事の直接会議が持たれてきたいうところでございます。

そして、今月の2日に島根県知事が再稼働を容認する旨を表明されまして、その内容につきまして5日にこの会議において知事の方から判断に至った経過等の説明があったところでございます。その概要につきましては、2ページからの方を開いていただきたいと思います。2ページから5ページに渡りまして、当日のそれぞれの発言要旨を記載しております。全て読み上げませんがその代わりについてご説明させていただきます。

まず、知事の方から、1つ目に、住民説明会などで関係自治体の意見・島根県議会の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、再稼働は現状においてはやむを得ないと判断し、容認に至ったという説明がございました。

2点目として、中国電力に対しては、安全協定に基づき事前了解を行うということ。

3点目として、経済産業大臣から理解要請があった、原発再稼働を進める政府の方針については、中国電力株式会社 島根原子力発電所2号機の設置変更許可に係る事前了解を行った旨を回答するという内容の説明があったところでございます。

あわせて、これまでの周辺3市を含め、各般からの要請、意見を踏まえた、県としての中国電力及び国に対して行う要請内容についての説明もございました。石飛市長からは雲南市の要請内容につきまして、中国電力及び国へしっかりと伝えていただくよう要請するとともに、今後の安全対策と原子力防災の充実に対する県の支援をお願いしてまいったところでございます。詳細につきましては、こちらの発言要旨をまたご覧いただきたいと思います。

また、6 ページ以降につきましては、島根県から中国電力並びに国に対する要請事項につきまして掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。

石飛市長

先ほどの説明にご質問ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、議題を進めさせていただきます。議題の 4、原子力災害に備えた雲南市広域避難計画について説明お願いいたします。

4. 原子力災害に備えた雲南市広域避難計画について

中村原子力防災対策室長

それでは続きまして、資料 4 をご覧いただきたいと思います。原子力災害に備えた、雲南市広域避難計画についてということで、最初に概要等を付けさせていただいております。雲南市の広域避難計画でございますが、平成 25 年に策定しておりまして、その後、昨年 10 月、今回の 6 月ということで改訂を行っております。

まず一点目の目的でございますが、今日の中でも説明しておりますように、島根地域全体の避難計画であります島根地域の緊急時対応が策定されたことを踏まえまして、島根県の広域避難計画及び雲南市地域防災計画、これは原子力災害対策編でございますが、これの修正内容を反映するために原子力災害に備えた雲南市広域避難計画を修正するというところでございます。

2 点目について、主な修正項目について何点が挙げさせていただいております。重ねてになりますが島根県の広域避難計画及び雲南市地域防災計画原子力災害対策編を反映するとして、まず 1 点目は、広域避難計画の策定に係る経過の中に、島根地域の緊急時対応についてを追記しております。後ほど新旧対照表でまたご確認いただきたいと思います。2 点目として、島根地域の緊急時対応を島根県広域避難計画及び雲南市地域防災計画・原子力災害対策編を踏まえ、全体を通じまして記載内容を修正しております。中でも避難方法等というところを、防護措置の考え方に改めまして、放射性物質放出前の発電所の状況に応じた防護措置の考え方、放射性物質放出後の防護措置の考え方の修正及び図を新たに用いまして、表現をさせていただいたところでございます。

続きまして、市民の避難というところに新たに安定ヨウ素剤の配布及び服用について追記をさせていただいたというところでございます。

最後に今後の課題等とこれまでしてまいりました、これを実行性向上のための取り組みと改めまして修正及び追記を行っております。その項目につきましては、①として、国による広域避難の支援体制の強化、2 点目として、避難先自治体との連携体制の強化、3 点目が広域避難計画の住民への通知と住民理解の促進としたところでございます。

続きまして、資料 4-1 の方は雲南市広域避難計画の全体をつけさせていただいております。資料 4-2、A4 横のものでございますが、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。こちらの方、4 ページをお開きいただきたいと思います。先ほども修正概要でご説明しておりますが、4 ページの下段の方の黒帯、ちょっと読みにくくて申し訳ありません。広域避難計画の策定に係る経過というところございますが、左側の方の修正後をご覧いただきまして、5 ページにお移りいただきまして、上から 2 行

目、ちょっと読み上げさせていただきます。また令和3年7月30日には防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画を具体化・充実化を進めるために設置された島根原子力防災協議会において、地域全体の避難計画である緊急時対応が具体的かつ合理的であることが確認され、さらに、9月7日には、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で了承されました。この間、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び指針が順次修正及び改定され、県の地域防災計画・原子力災害対策についても所要の修正が行われていることから、これらと整合性を図るため、雲南市においても原子力災害に備えた雲南市広域避難計画を改定するものです。ということで、先ほど申し上げました島根地域の緊急時対応が策定されたということで、こちらの方にこの経過を盛り込ませていただいたというところでございます。

続いて11ページをお開きいただきたいと思います。11ページの上から2つ目の黒い帯でございますが、先ほど説明いたしましたように、右側修正前は12として今後の課題等としておりましたが、左側、修正後は12として実行性向上のための取り組みとしたところでございます。これまでも広域避難計画の実効性に対して色々ご意見もいただいております。こういった部分も含めてしっかりとここに書き込んで、そういう対応を図っていきたいということで、国による広域避難の支援体制の強化、避難先自治体との連携体制の強化に避難計画の住民への周知と理解の促進というような形で、こちらの方に修正・追記をさせていただいたところでございます。今回の広域避難計画の特に修正点等につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

石飛市長

説明が終わりましたが、委員の皆様からご質問ご意見ございますでしょうか。はい、光谷委員さん、どうぞ。

光谷委員（雲南9条の会）

避難計画ですけれども、実効性がある避難計画を策定するっていうことが極めて重要なことなんです。仮に実効性がかなり充実して、私たちが避難先に行った時に、私たち避難先で、本当に生きていけるかどうか。その避難先でのケアとか対応、それから受け入れる自治体が本当にきちっと受け入れてくれるのか、そういうことがもう少しきちんと示されていないと、非常に不安です。ですから仮に私は大東町ですから東広島市の方に避難したとして、そこで本当に生きていけるのかどうなのか、ケア体制はどうなるのか、そういうことも含めて避難計画、ただ実効性のある避難計画を作るということだけではなくて、避難後の私たちの暮らしはどうなるだろうということ、きちんと説明をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

石飛市長

はい、ありがとうございました。ただいまの発言は、避難計画に対するご意見として承りさせていただきました。そのほかございますでしょうか。

はい、そうしますとこれにて議題4の方は終わらせていただきます。続いてその他事務局からございますでしょうか。

5. その他

高田防災部長

それでは、事務局から本日お配りをしております委員名簿に誤りがございまして、その内容訂正をさせていただきたいと思っております。お配りしました A 4 縦長の委員さんの名簿でございしますが、上から 5 段目の委員さんの名前、源 之美（みなもと ゆきよし）様の“よし”という字が、“義”となっておりますが、“美”しいという字が正しいお名前でございますので、訂正をさせていただきます。それから 12 段目の宇田川 純子（うだがわ じゅんこ）様につきましても、順序の“順”を記載しておりますけれども、純粹の“純”が正しいお名前ということで、資料を誤って記載をしておりますので訂正をさせていただきます。資料作成の際に確認不足で印刷をしております。大変申し訳ございませんでした。この後、訂正版ということで差替えをさせていただきたいと思えます。傍聴していただいている皆様の資料も差し替えをさせていただきますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

石飛市長

その他、事務局からありますか。

中村原子力防災対策室長

はい、それでは私から 1 点ご説明させていただきたいと思えます。本日の会議後の安全対策協議会でございしますが、委員の皆様の任期が本年の 6 月 30 日、明日までということになっております。これは 2 カ年の任期でございまして、新しい委員さんにつきましてはこの令和 4 年 7 月 1 日から 2 カ年ということで、令和 6 年の 6 月 30 日までということで、今般各団体の皆様につきましては委員の方々がお変わりになっていらっしゃる方もあると思えますが、改めてまた 7 月 1 日から 2 カ年ということでお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

また、公募の委員さんにつきましては、3 名程度ということでこれまで募集をさせていただいておりますが、現在のところは応募が 1 名ということになっておりまして、もう今日・明日のところでございますが、もしこれ以上応募がないということになれば、公募の委員さんにつきましては応募いただいた方にのみということでさせていただくこともあろうかというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、各委員の皆様への委嘱状でございしますが、今日のところは準備をしておらず、新しい任期になりましたところでの最初の会議におきまして、皆様方に委嘱状をお渡ししたいと思っております。ご理解いただきたいと思いますよろしくお願いいたします。

石飛市長

本日ご説明する内容は全て終わったようでございます。本日の会議を通じて何かございましたら。

はい、田中委員さんどうぞ。

田中委員（公募委員）

ちょっと最後に要望があって、意見として言わせていただきたいんですが、6月8日に衆議院の原子力問題調査特別委員会というのが開かれまして、そのテーマが原子力規制行政のあり方というものでした。そして、異なる立場からの参考人、4人が、電力逼迫や脱炭素、ウクライナ戦争を受けた戦時下の原発リスク等の、昨今注目の論点というものが語られまして、推進・慎重両方の意見を聞いて今後の施策に活かすというものでありまして、聞いていて両方の意見が聞けるということで大変有意義なものだったというふうに私は思いました。そして、この間の再稼働に関わる一連の説明会は、国や電力事業者などの推進の立場から一方的に肯定的な説明がなされています。

これはあまりフェアな感じではないなって私思ひまして、やはりあの原発再稼働によりリスクも分からずに公正な判断ができないんじゃないかなって思っていて、やはり双方の立場から専門的な意見を聞くべきであって、その上で判断するべきだったのではないかと私は思っています。そして市には市の立場というものがあって、大変難しい面もあったと思いますが、今後、こういった両方の意見を聞いて公正に判断できるような場所、そういうものを作っていただきたい。前にも言いましたけど、再度お願いしたいなと思います。すみません時間取って。以上です。

石飛市長

はい、ありがとうございました。また次がというところがあるかどうかは別でございますが、双方の立場の意見を聞いて進めていくということのご要請だというふうに思っておりますので、今後検討する際にそうした観点も含めて考えてまいりたいと思っております。

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようでございますので、これにて議事の方は終わらせていただきます。進行を事務局に戻します。

高田防災部長

ありがとうございました。終わりに改めて市長がご挨拶を申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

石飛市長

本日は大変長時間に渡りまして、ご審議賜りましてありがとうございました。最初冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、これで終わりという話ではなく、安全対策も追求、そして中国電力の監視と言うんですか、状況の情報収集と適正な安全管理が行われていることのチェック。そして、今後の原子力防災対策での充実。様々な課題に対して今後ともしっかりと取り組んでまいる考えでございます。また、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場からのご助言・ご指導いただきますようお願い申し上げます。この会議を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上